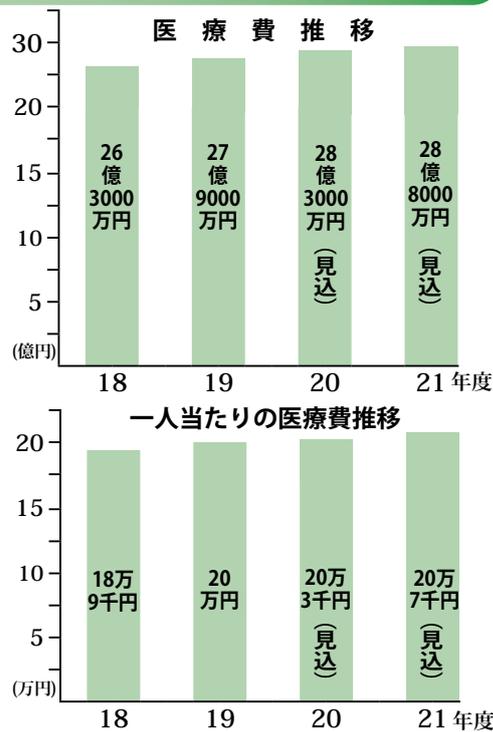


平成21年度から国民健康保険税の税率などを改正します

国民健康保険（国保）は、職場の健康保険、後期高齢者医療制度で医療を受けている方や生活保護を受けている方を除いて、すべての方が加入することとなります。国民皆保険制度により国民全員が何らかの医療保険に加入することになっており、国保は、その医療保険のひとつで、病気やけがをしたときに、安心して医療機関で受診できるように、みんなで助け合う制度で各市町村が運営をしています。

国民健康保険の会計(国保会計)は、加入者の国保税と国・県などの負担金、市からの繰入金を主な財源として運営し、医療費の給付を行っています。給付費は加入者が病院で受診した治療費などで、本人が医療機関の窓口で支払った分（原則3割）を除いた分（市が7割負担）のことで、このように国保会計は、一つの独立的性格を持つため、特別会計として独立採算で運営することになっています。

市では、加入者皆さんの医療に要する費用が増大していることから、国保事業の健全な財政安定を図るため、本年度から国保税の税率を改正せざるを得なくなりました。加入者の方には、負担が増えることとなりますが、みんなで助け合い支え合う国民健康保険制度の趣旨に、ご理解ご協力をお願いします。



※医療費は、療養費と療養給付費と高額療養費の支出額で、18・19年度は決算額、20・21年度は見込額

国保税率の改正

国保税については、所得割・資産割・均等割・平等割の4種類で計算し賦課されます。

- 所得割**：所得に応じて賦課されます。国保税課税年度の前年の総所得から基礎控除額33万円を除いた残りの所得額に、所得割率をかけて算出した金額です。
 - 資産割**：固定資産所有により賦課されます。土地・家屋にかかる固定資産税額に資産割率をかけて算出した金額です。固定資産税が賦課されていない方は、資産割は賦課されません。なお、共有で資産を所有されている場合、共有者おのおのに資産割が賦課されます。
 - 均等割**：国保加入者一人につき賦課されます。
 - 平等割**：国保加入世帯一世帯につき賦課されます。
- ※介護分は、40歳以上64歳以下の方が対象になります。

平成20年度税率(改正前)

	医療分	支援金分	介護分
所得割率	7.2%	1.8%	1.0%
資産割率	28.0%	7.0%	5.0%
均等割額	14,400円	3,600円	7,000円
平等割額	18,400円	4,600円	5,000円

平成21年度税率(改正後)

	医療分	支援金分	介護分
所得割率	7.4%	1.8%	1.2%
資産割率	22.4%	5.6%	0.0%
均等割額	18,400円	4,600円	8,000円
平等割額	19,200円	4,800円	6,000円

納期の改正

※普通徴収分

平成20年度までは、暫定賦課（仮算定）を第1・2期（4月と6月）に、本算定賦課を第3期（8月）から行っていたのですが、平成21年度からは、暫定賦課を廃止し、本算定賦課を第1期（7月）から行います。

納期の回数に変更はありません。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
改正前	4月	6月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
改正後	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月